

資料 6

盛岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

盛岡市議会委員会条例（昭和31年条例第36号）の一部を次のように改正する。
第18条中「法令又は条例に」を「法律に」に改める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の改正に伴い、必要な規定の整理をしようとするものである。

地方自治法改正新旧

旧（改正前）	新（改正後）
<p style="text-align: center;">（長及び委員長等の出席義務）</p> <p>第121条 普通地方公共団体の長，教育委員会の委員長，選挙管理委員会の委員長，人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長，公安委員会の委員長，地方労働委員会の委員，農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は<u>条例</u>に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（長及び委員長等の出席義務）</p> <p>第121条 普通地方公共団体の長，教育委員会の委員長，選挙管理委員会の委員長，人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長，公安委員会の委員長，地方労働委員会の委員，農業委員会の会長及び監査委員その他<u>法律</u>に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。</p>

盛岡市議会委員会条例改正案

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">（出席説明の要求）</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため市長，教育委員会の委員長，選挙管理委員会の委員長，公平委員会の委員長，農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は<u>条例</u>に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のための出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（出席説明の要求）</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため市長，教育委員会の委員長，選挙管理委員会の委員長，公平委員会の委員長，農業委員会の会長及び監査委員その他<u>法律</u>に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し説明のための出席を求めようとするときは議長を経てなければならない。</p>